

大学関係者（教職員・学生）に新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応フロー チャート

共通事項

- 1.学生健康管理票（様式1）は学生自身が登学前に必ず検温と体調チェックを行い記入して持参する（指導済）。体温計も登学時は必ず持参する（指導済）。様式1は机上に常においておくこと。確認できない場合は出席を認められない。
- 2.学生、教職員は必ずマスクを正しく着用する。万が一忘れてきたという場合は、保健室で1枚渡す。
- 3.教職員も朝の検温・体調チェック、マスク着用、こまめな手洗い、アルコール消毒等を行い感染を可能な限り予防する。

※【濃厚接触定義】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より

- 1) 陽性と確定した日から遡って、当該者と2日以内にマスク等の感染予防をしていない状態で、1m以内の範囲内で15分以上の接触をした者
- 2) 陽性者と同居している者
- 3) その他、保健所から濃厚接触者であると認定された者

